

元女性国税専門官からのひとこと～後見制度～

国立社会保障・人口問題研究所の推計では75歳以上の単独世帯は2050年に704万人に達し、20年比で1.7倍に増え、そのうち認知症高齢者は2050年に586万人になると推測されます。高齢者は、健康や経済、孤独といった不安を抱えていたり、判断力が低下していたりするため、詐欺被害に遭いやすい状況にあります。判断能力が不十分な高齢者に支援が届かなければ、詐欺被害や孤立死などの危険が高まります。

成年後見制度とは

そこで成年後見制度を活用して、本人の法律行為をサポートする方法があります。成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などが原因で判断能力が低下した方の本人の権利を法的に支援・保護するための仕組みです。介護契約、施設入所契約、医療契約の締結など生活や療養看護にかかる法的な手続きを補助し、財産の管理を行う制度となっています。

後見を受ける人の判断能力がすでに低下している場合の「**法定後見制度**」と、まだ判断能力があるうちに後見を受けたい人が契約をしておく「**任意後見制度**」があります。

さらに法定後見制度は判断能力の程度に応じて、判断能力が常に欠けている場合の「後見」、著しく不十分な場合の「保佐」、不十分な場合の「補助」の3つに分類されます。本人や配偶者、4親等以内の親族などが家庭裁判所に成年後見人など（後見人、保佐人、補助人）の選任を申し立てることで、手続きが開始されます。

成年後見人などは本人の不動産や預貯金の財産を管理し、必要な介護サービスの契約締結や医療費の支払いなどを行いますが、実際の介護や日常生活の世話などは行いません。

後見人には親族以外に、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が選任される場合もあります。市区町村などが実施する養成研修を受講した一般市民が市民後見人となるケースも徐々に増えています。

増える首長による申し立て

本人に身寄りがない場合などは市区町村長が申し立てることも可能です。単独世帯の増加に伴い、身寄りのない認知症の高齢者らを守るため、市区町村長が成年後見人の選任を裁判所に求める「首長申し立て」の件数が増えており、2023年は過去最多の9,607件に上り、15年間で約4倍に増えたそうです。

最高裁によると2023年の申立総数約4万件のうち、首長によるものは23.6%を占めました。15年間で14.6ポイントも上昇し、子どもによる申立数(20.0%)を逆転しました。年々件数も増え続けており、2024年は初めて1万件を超える可能性があるそうです。少子高齢化で一人暮らしの高齢者が増え、親族との関係も希薄になる中、首長による申し立てが必要な事例が今後も増えていくことでしょう。